

プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備  
に係る有価証券上場規程等の一部改正について

2024年5月9日  
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、2025年4月1日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、プライム市場上場会社への更なる海外投資家の投資を呼び込み、対話を通じた企業価値向上を促していく観点から、プライム市場の英文開示の拡充に向けて、所要の制度整備を行うものです。

II 改正概要

1. 英文開示に関する努力義務の新設

- ・ プライム市場の上場内国会社は、会社情報の開示又は提供を日本語により行う場合（公衆の縦覧に供される場合を含む。）は、可能な限り、日本語による開示と同時に、英語により同一の内容の開示又は提供を行うよう努めるものとします。

（備考）

- ・ 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第445条の8

2. 決算情報・適時開示情報の英文開示の義務化

- ・ プライム市場の上場内国会社は、決算情報及び適時開示情報について、日本語による開示と同時に、英語による開示を行うものとします。
- ・ この場合において、英語による開示については、日本語による開示の内容の一部又は概要を開示すれば足りるものとします。

- ・ 規程第436条の4第1項
- ・ 規程第436条の4第2項

3. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

III 施行日

- ・ 2025年4月1日から施行します。
- ・ 2. に関しては、施行日より前にプライム市場に上場している内国株券の発行者であって、英語による開示の実施予定時期を記載した当取引所所定の書面を提出したものについては、2026年4月1日から適用します。

以上